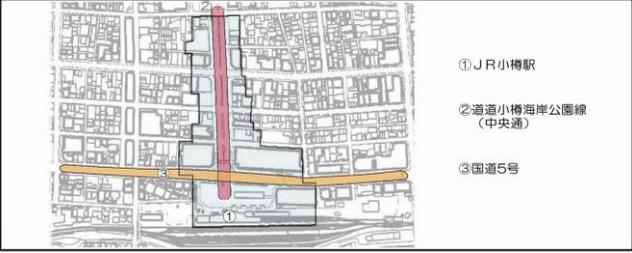


『小樽駅前・中央通地区』における景観形成の考え方及び行為の制限

地区の考え方

指定 H11. 3.24 改定 H18. 2.15 改正 H21. 4. 1	 <p>① JR小樽駅 ② 道道小樽海岸公園線 (中央通) ③ 国道5号</p>	 <p>中央通の街並み</p>
地区面積 (約5.3ha)		
地区の概況	<p>J R小樽駅から商業業務の中心地区を通り抜け、歴史的建造物の建ち並ぶ小樽運河へ至る中央通を中心とした地区です。</p> <p>中央通は、土地区画整理事業により36mの幅員に拡幅された道路整備に併せて沿道の建築物なども建て替えられ、新たな街並みの形成が進んでいます。また、国の登録有形文化財にもなっているJ R小樽駅の広場から海や港が見える独特の景色は、この地区の特徴的な景観のひとつとなっています。</p>	
景観形成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● J R小樽駅からは海・港を、海側からは山並みやJ R小樽駅を見通すことができるなど他都市にはない小樽独特の景観の保全に努めます。 ● 歴史と文化を踏まえた「みなとまち小樽」を代表する通りにふさわしい活気ある街並みの形成に努めます。 	

行為の制限

建築物	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物の形態を踏まえ、破風やドーマーなどのデザインに工夫を凝らし、周辺の街並みに配慮する。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> 壁面構成は、水平方向や垂直方向の分節化に努める。
		開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチ窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 	
	素材	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 1階若しくは腰壁の仕上げを、軟石などの自然石とするよう努める。 2階以上の壁面の仕上げは、全面ガラス及びメタリック仕上げの金属パネルによるものは避ける。
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。 	
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 裏面の「色彩基準等」による。 	
工作物	その他	<ul style="list-style-type: none"> 低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいにぎわいと活気のある街並みの創出に努める。 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。 	
	さく垣など	<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 	
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 裏面の「色彩基準等」による。 	

色 彩 基 準 等

1. 色彩基準

① 基調色（ベースカラー）

建築物等の外観（屋根を除く。）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。
ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

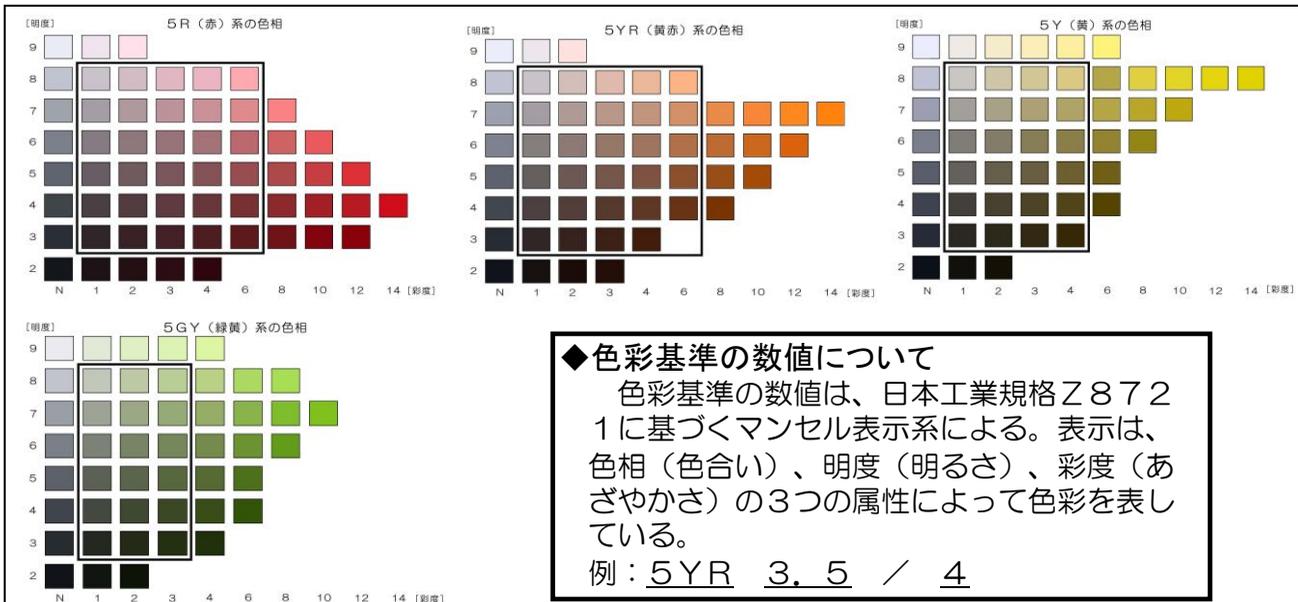
使用する色相	明度	彩度
5R～YR～2.5Y（2.5Yを含む）	3以上8以下とする。	0.5以上6以下とする。
2.5Y(2.5Yを含まない)～10Y(10Yを含む)		0.5以上4以下とする。
10Y(10Yを含まない)～10GY(10GYを含む)		0.5以上3以下とする。

② 強調色（アクセントカラー）

基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

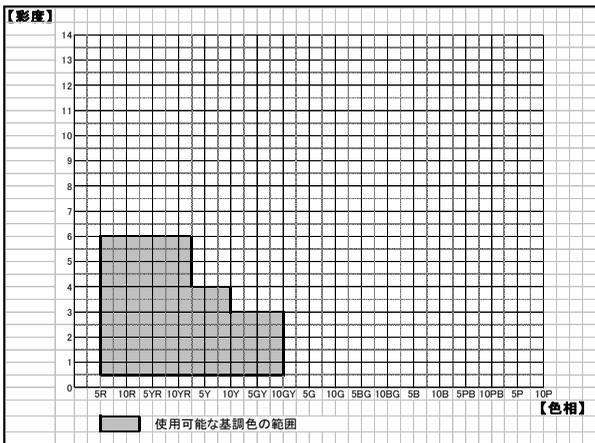
2. 使用できる色彩

(1) 代表的な色相



注) 上記の色は印刷のため、実際の色とは多少異なります。

(2) 彩度の範囲



(3) 明度の範囲

